

平成28年雇第22号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険の被保険者となったことの確認請求を却下する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、A所在のB会社（以下「利害関係者」又は「会社」という。）と雇用契約を締結し、会社がC店（以下「就業先」という。）から受託した業務を遂行するため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで就業先において接客販売等の業務に従事していた。
- (2) 請求人は、安定所長に対して雇用保険の被保険者となったことの確認請求を行ったが、安定所長は、平成〇年〇月〇日付けで、請求を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 利害関係者の意見の要旨

(略)

第4 原処分庁の意見の要旨

(略)

第5 争 点

本件の争点は、請求人が雇用保険の被保険者と認められるか否かにある。

第6 審査資料

(略)

第7 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 平成28年3月31日法律第17号による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第6条第2号によれば、1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、法の適用除外であると規定されている。

行政実務上、法第6条第2号における1週間の所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常週に勤務すべきこととされている時間をいうとされており、所定労働時間が1か月単位で定められている場合は、当該時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とすることとされている。

上記行政実務上の取扱いは、1週間の所定労働時間が、週又は月ごとに変動する場合に、その者が通常週に勤務すべきこととされている時間を平均して算定する趣旨であると解され、当審査会としても妥当なものと判断する。

- (2) 請求人の各月の所定労働時間は平成○年○月が70時間、○月が75時間、○月が91時間、○月が77時間であるところ、上記行政実務上の取扱いに基づき1週間の所定労働時間を算定すると（小数点第三位を四捨五入）、平成○年○月が16.15時間、○月が17.31時間、○月が21.00時間、○月が17.77時間となり、これらの平均は18.06時間となるので、請求人の1週間の所定労働時間は20時間未満となる。

なお、1週間の所定労働時間を平均して算定するという趣旨に照らすと、総労働時間を雇用されていた期間の週（雇用日数を7で除した数）で除した時間とするという算定方法もあり得るが、その場合においても請求人の1週間の所定労働時間は17.81時間となり、1週間の所定労働時間は20時間未満となる。

- (3) この点、請求人は、1か月のうち週3日勤務する週もあり、その週の所定労働時間は20時間以上となるから、請求人の1週間の労働時間は20時間以上

というべきである旨主張する。

しかしながら、請求人の所定労働時間は1か月単位で定められているので、単に所定労働時間が20時間以上となる週があることをもって、1週間の所定労働時間が20時間以上となる旨の請求人の主張は独自の見解であって採用することができない。

- (4) したがって、請求人の1週間の所定労働時間は20時間未満であり、法第6条第2号により適用除外となるため、請求人は雇用保険の被保険者ではないものと判断する。

なお、請求人は、同じ就業先で勤務していた者が、請求人と同じ労働時間数であるにもかかわらず雇用保険の被保険者とされているのであるから、請求人が被保険者と認められないのは不平等である旨主張するが、雇用保険の被保険者であるか否かは労働者ごとに判断すべきものであり、請求人の上記主張は、本件処分を取り消すべき事由には当たらない。

- 3 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険の被保険者となったことの確認請求を却下する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。